

消費生活用製品安全法改正 ～製品事故情報の報告・公表制度～

2007年7月21日号

ガス瞬間湯沸器や家庭用シュレッダーによる重大事故を踏まえ、消費生活用製品安全法が改正され、本年5月14日に施行されました。

改正のポイントは、重大製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者に対し、国への事故報告を義務づけるとともに、国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、類似の重大製品事故の防止を図ることを規定している点です。

重大製品事故とは、製品事故のうち、死亡事故、重傷病事故(治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病)、後遺障害事故または一酸化炭素中毒事故、火災をいいます。

メーカーや輸入業者が報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合、国は製品の製造や輸入を禁止したり、回収を命令します。

新聞、国や府のホームページなどに随時公表される事故情報にご注目ください。もし、該当する製品をお持ちの場合は、使用を中止のうえ製造業者等にご連絡ください。